

9 エネルギー関係

ア 石油

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
石油政策の見直し （経済産業省）	内外の環境変化を踏まえ、セキュリティ確保を図るとともに、精製業等における競争条件の一層の整備を図る等の観点から、平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。 （第151回国会に関係法案提出）	措置 （法律案成立後公布施行）			（経済産業省） 「石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第55号、平成14年1月1日施行）により、平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止した。	

イ 電気事業

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
余剰自家発電源の有効活用（経済産業省）	電力事業への新規参入者が既存工場等の余剰自家発電源をより有効に活用していくための方策について、必要に応じ、関係者間で更に検討を深める。	必要に応じ実施			<p>（経済産業省） 経済産業大臣からの「我が国経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給を効率的に達成しうる公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、今後の電気事業制度はいかにあるべきか。」との諮問を受け、平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、今後の電気事業制度のあり方について検討中である。</p> <p>（経済産業省、公正取引委員会） また、現行の託送制度の運用に関しては、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に、適正取引ワーキンググループを設置し、公正取引委員会とも連携して、現行のガイドライン（「適正な取引についての指針」）を補足・充実するための検討を行っているところである。</p>	
託送制度の運用（経済産業省、公正取引委員会）	託送制度の運用に伴う問題について監視を行い、それぞれの所管法令上問題があると見受けられる場合には機動的に事情聴取を行うとともに、経済産業省においては、小売託送制度がより利用しやすいものとなるよう、必要な施策を適切に行う。 この際、競争導入の初期においては、圧倒的なシェアを有する電力会社と小さな能力で新規に参入を試みる者との間にはある種の非対称的な措置を考える必要があるとの考え方もあることに留意しつつ、経済産業省と公正取引委員会とが必要に応じて連携し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討する。	必要に応じ実施				
今後の自由化の在り方（経済産業省）	現在の部分自由化が抱える問題点に加えて、平成12年の制度改正の成果を整理した上で、これを基に、部分自由化の範囲拡大、全面自由化及びプール市場の創設のそれぞれの政策オプションについての検討に向けた作業を早期に開始し、これらの内容を適切な時期において公表する。	実施・公表 （平成13年度以降）				
電力市場の更なる活性化（経済産業省、公正取引委員会）	中央電力協議会が行う経済融通について新規参入者の参加が認められ得るルール運用について、経済産業省は公正取引委員会と必要に応じ連携し注視する	注視				
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用（経済産業省）	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提に検討を進める。	検討				<p>（経済産業省） 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会に、基準化戦略WGを設置して、民間基準の活用等の観点から、基準化についての戦略を検討している。</p>
マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火設備技術基準への適合の明確化（経済産業省）	マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火設備技術基準への適合性について、同基準の解釈を明確化する。	措置				<p>（経済産業省） マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火設備技術基準への適合性について、「発電用火設備の技術基準の解釈」を一部改正（平成13年7月18日）し、同基準の解釈を明確化した。</p>

ウ ガス事業

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
ガス事業における競争の更なる導入 （経済産業省）	制度改正の施行後おおむね3年後を目途に行われる、ガス体エネルギー産業全体を視野に入れた制度改革・構造改革に向けた更なるアプローチに向け、LPガス、都市ガス、簡易ガスに対する規制についての将来的にあるべき姿や、ガスパイプライン敷設・利用の活性化、安定供給の確保と消費者の保護等について早急に検討を深め、適切な時期において公表する。	早急に検討を深め、適切な時期に公表				（経済産業省） 平成13年1月に設置したガス市場整備基本問題研究会において、自由化の範囲を含めた小売業のあり方、ガスパイプライン等の第三者利用のあり方等ガス体エネルギー産業の構造改革に向けた中長期的なビジョンについて、検討しているところである。	
ガス託送制度の改善 （経済産業省）	接続供給料金の算定方法に将来の経営効率化効果を織り込む等接続供給料金算定基準の改定を早急に行うとともに、その基準の適用を受けるガス事業者が新算定基準に基づいた接続供給約款を早期に届け出るよう指導する。	措置				（経済産業省） 平成13年1月22日に「接続供給約款料金算定要領」を制定し、指定一般ガス事業者から接続供給約款変更の届出手続がなされた。	
LPガスの取引適正化・料金透明化 （経済産業省）	「LPガス料金問題検討会報告」や「LPガス販売に関する指針」等をLPガス事業者が遵守するよう適切に指導する。	必要に応じ実施				（経済産業省） LPガス事業者の変更に伴う供給設備の撤去に関する省令の規定等を整備するとともに（「平成13年8月1日施行」）、引き続き、「LPガス料金問題検討会報告」や「LPガス販売に関する指針」等をLPガス事業者が遵守するよう指導しているところである。	